

○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（用語の意義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 過疎地域の市町村 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村</p> <p>二 過疎地域とみなされた市町村 法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村</p> <p>三 財政力指数 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値</p> <p>四 過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村 法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市町村</p> <p>五 合併前過疎市町村 法</p>	<p>（用語の意義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>一 財政力指数 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 （新設）</p> <p>二 合併前過疎市町村 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）第二条第一項第一号若しくは第二条に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町</p>
<p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 過疎地域の市町村 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村</p> <p>二 過疎地域とみなされた市町村 法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村</p> <p>三 財政力指数 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値</p> <p>四 過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村 法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市町村</p> <p>五 合併前過疎市町村 法</p> <p>第二条第一項第一号若しくは第二条に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町</p>	<p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（用語の意義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>一 財政力指数 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 （新設）</p> <p>二 合併前過疎市町村 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）第二条第一項第一号若しくは第二条に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町</p>

村として法第二条第二項の規定により公示された市町村であつて、当該公示後、市町村の合併（法第三十三条第二項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）によりその区域の全部又は一部が合併後市町村（市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。）の区域の一部となつた市町村

（過疎地域の市町村及び

過疎地域とみなされた市

町村における額の算定）

第二条 過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた

市町村については、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

算式の符号

A 当該市町村の前年度の前年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数

（過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定）

第三条 過疎地域とみなされた

区域をその一部とする市

町村であつて、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十

村として法第二条第二項の規定により公示された市町村であつて、当該公示後、市町村の合併（法第三十三条第二項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）によりその区域の全部又は一部が合併後市町村（市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。）の区域の一部となつた市町村

（過疎地域の市町村及び当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市

町村における額の算定）

第二条 法第二条第一項第一号若しくは第二号に規定する過疎地域をそ

の区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村については、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

算式の符号

A 当該市町村の前年度の前年度の地方交付税法第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数

（過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定）

第三条 法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域と

して法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市

町村であつて、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十

七号)第四十八条(同令附則第十条の四において準用する場合を含む。次条及び附則第三条において同じ。)の規定の適用を受けるものについては、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該市町村の区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域ごとにそれぞれ当該各号に定める算式により算定した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合計した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

一・二 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は公布の日から施行する。

(平成二十三年度における過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例)

第二条 平成二十三年度に限り、過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起すこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第二条の規定により算定した額に○・五を乗じて得た額を限度とする。

(平成二十三年度における過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定の特例)

第三条 前条の規定は、平成二十三年度に限り、過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であって、普通交付税に関する省令第四

七号)第四十八条(同令附則第十条の四において準用する場合を含む。次条)において同じ。)の規定の適用を受けるものについては、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該市町村の区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域ごとにそれぞれ当該各号に定める算式により算定した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合計した額とし、その額が三千五百万円を下回る場合には三千五百万円とする。

一・二 略

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(新設)

(新設)

十八条の規定の適用を受けるものにおいて準用する。この場合において「過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村」とあるのは「過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村」と、「第二条」とあるのは「第三条」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における合併後の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、第四条の規定により額を算定する場合における法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第四条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起すこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第四条の規定により算定した額に〇・五を乗じて得た額を限度とする。

(新設)